

改定後特記仕様書

第202200260177号
令和5年1月25日

一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人全国地質調査業協会連合会
中国地質調査業協会鳥取県支部長
一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県部会会長
一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

} 様

鳥取県県土整備部治山砂防課長
(公印省略)

鳥取県砂防関係施設長寿命化計画点検業務の特記仕様書及び歩掛の改定について（通知）

件名のことについて、令和4年11月30日付第202200211306号により県内各総合事務所、各県土整備事務所及び西部総合事務所日野振興センターへ通知しているのでご承知ください。

なお、改定した特記仕様書及び歩掛は別添のとおりです。

(担当)

砂防担当：前田、加藤、秋田

電話：0857-26-7385、7382

電子メール：chisansabou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県砂防関係施設長寿命化計画更新業務委託（砂防） 特記仕様書（案）

1. 業務概要

本業務は、県土整備部の管理する砂防設備（砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する「砂防設備」）の点検、健全度評価を実施した上で、健全度評価において要対策と評価された砂防設備について、健全度の他、保全対象に基づく重要度を考慮して、修繕等の優先度を設定するとともに、対策工法を選定、概算工事費を算出し、砂防設備の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるための鳥取県砂防関係施設長寿命化計画の更新（案）を策定するものである。

2. 適用範囲

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書（最終改定平成28年4月1日）」、「設計業務共通仕様書（最終改定平成28年10月7日）」によるほか、この特記仕様書によること。

3. 業務内容

- ・「鳥取県長寿命化計画策定マニュアル（案）」
（令和2年8月、鳥取県県土整備部治山砂防課）（以下「策定マニュアル」という。）
- ・「鳥取県砂防関係施設長寿命化計画」
（平成31年3月、鳥取県県土整備部治山砂防課）（以下「長寿命化計画」という）
- ・「砂防関係施設点検要領（案）」
（令和4年3月、国土交通省砂防部）（以下「点検要領」という。）
- ・「砂防関係施設点検要領（案）鳥取県補足版」
（令和2年8月、鳥取県県土整備部治山砂防課）（以下「点検要領補足版」という。）

以上の基準により現地調査を実施し、あわせて既存点検記録や台帳資料等を参考に「長寿命化計画」に係る各点検様式・健全度評価・優先度等資料の更新・修正を行う。（既存設備を対象）また、設備設置から5年が経過し、初めて設備点検するユニットについては、各点検様式・健全度評価・優先度等資料の作成を行う。（新設設備を対象）

本業務は、「策定マニュアル」と「点検要領」及び「点検要領補足版」に沿って実施するが、今後「長寿命化計画」の更新にあたって、特に次の事項について留意して業務を実施することとする。また、令和4年7月から運用開始した砂防インフラ維持管理システム（以下「システム」という。）を活用して業務を実施すること。本業務で使用する点検様式は、システムで使用する様式とする。

（1）計画準備

業務の目的を把握した上で発注者から貸与された資料を整理し、業務計画書を作成する。

（2）資料整理

1）資料収集整理

県土整備部の管理する砂防設備について、「長寿命化計画」及び設備台帳や評価ユニット資料、既往の点検結果及び図面データ等の本業務で必要となる「資料」を確認・整理する。

なおここでいう「資料」は発注者が収集し、受注者へ貸与する。そのため、受注者が独自に収集する資料は原則無いものと想定している。

2）過年度点検調書のシステム登録 ※本項目を実施しない場合は削除する。

◇既存設備を対象

- ・点検実施するユニットの過年度点検調書をシステムへ登録する。

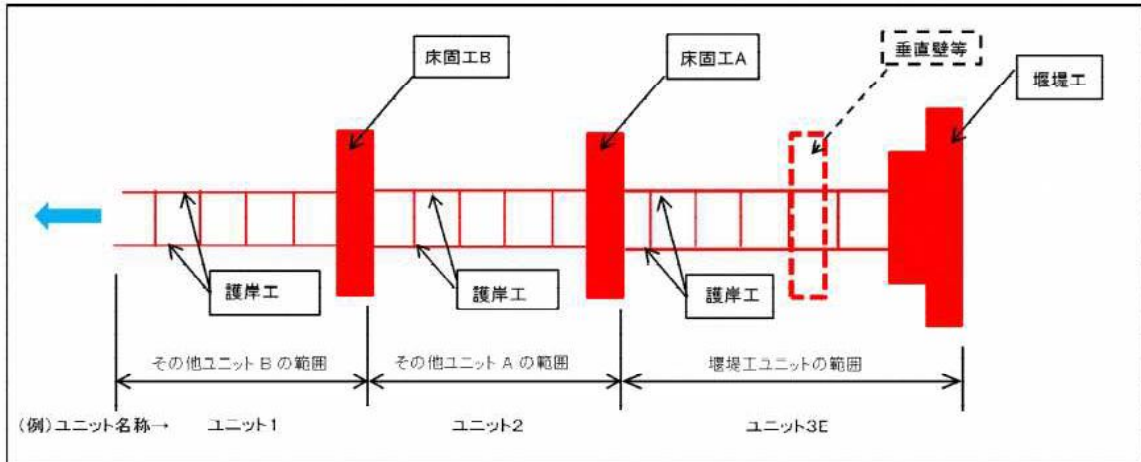
（3）現地踏査並びに砂防設備点検

1) 対象設備

県土整備部の管理する砂防設備。

なお砂防設備の点検、評価は、「策定マニュアル」に従って、床固工及び砂防堰堤に該当する横断構造物（以下「横構造物」という。）で区分した評価単位（以下「1ユニット」という。）を基本的に業務実施する。

- ・砂防堰堤の1ユニットとは、堰堤本体から副堰堤（垂直壁）までの砂防設備（護岸含む）。
- ・床固工及び溪流保全工の1ユニットとは、床固工とそれに付随する取付護岸。



図ー1 ユニットのイメージ

2) 方法

○現地踏査

◇既存設備を対象

- ・現地踏査とは「目視」を標準として、前回点検結果における部位ごとの変状について、前回点検時からの「新たな変状」または「更なる変状」の有無を確認する。
- ・このときの現地踏査延長は、溪流に沿って「踏査した延長」である。

◇新設設備を対象

- ・現地踏査とは「目視」を標準として、変状箇所を抽出する。
- ・このときの現地踏査延長は、溪流に沿って「踏査した延長」である。

○砂防設備点検

◇既存設備を対象

- ・砂防設備点検とは、変状のある部位に「新たな変状」または「更なる変状」がないか砂防設備点検を実施するものである。
- ・修繕により機能回復した設備についても点検する。
 - 例) 現地踏査のみ 「a」 → 「a」
 - 砂防設備点検 「a」 → 「b」、 「a」 → 「c」、 「b」 → 「c」、 「b」 → 「b」、 「c」 → 「c」、 「c」 → 「b」、 「c」 → 「a」、 「b」 → 「a」 等
- ・実際に点検する場合は、設備の変状及び健全度を把握するにあたり、発注者から貸与された長寿命化計画に基づいたユニット毎に点検要領及び点検要領補足版【砂防設備編】に従って砂防設備の点検を実施する。
- ・このとき、既存点検記録及び台帳等資料との確認を行うものとし、現地状況が異なる場合には点検個票に漏れなく記載することとし、今後の台帳更新の基礎資料とする。
- ・このときの点検延長は、実際に「砂防設備を点検した延長」であり、現地踏査延長ではない。
- ・点検延長は、流心方向の距離を基本とする。
- ・横構造物（堰堤・床固等）について、設備の配置特性から流心方向の距離を計測することが困難であるため、正面から見て横方向・縦方向を流心方向に読み替え距離を計測する。

- ・現場条件により、これにより難しい場合は、発注者と協議すること。

◇新設設備を対象

- ・実際に点検する場合は、設備の変状及び健全度を把握するにあたり、発注者から貸与された長寿命化計画に基づいたユニット毎に点検要領及び点検要領補足版【砂防設備編】に従って砂防設備の点検を実施する。
- ・このとき、台帳等資料との確認を行うものとし、現地状況が異なる場合には点検個票に漏れなく記載することとし、今後の台帳更新の基礎資料とする。
- ・このときの点検延長は、実際に「砂防設備を点検した延長」であり、現地踏査延長ではない。
- ・点検延長は、流心方向の距離を基本とする。
- ・横構造物（堰堤・床固等）について、設備の配置特性から流心方向の距離を計測することが困難であるため、正面から見て横方向・縦方向を流心方向に読み替え距離を計測する。
- ・現場条件により、これにより難しい場合は、発注者と協議すること。

3) 点検結果のとりまとめ

◇既存設備を対象

- ・現地踏査と設備点検結果により、各点検様式の更新を行う。
- ・補修計画の更新を行う。※様式5（進行性確認・補修計画）

◇新設設備を対象

- ・現地踏査と設備点検結果により、各点検様式の作成を行う。
- ・補修計画の作成を行う。※様式5（進行性確認・補修計画）

4) 補修計画システム登録 ※本項目を実施しない場合は削除する。

◇既存設備を対象

- ・点検実施するユニットの補修計画をシステムへ登録する。※様式5（進行性確認・補修計画）

(4) 健全度評価

◇既存設備を対象

設備の健全度は、設備点検結果を基に「策定マニュアル」及び「点検要領補足版」に従って評価する。評価する対象のユニットは前回点検したユニットにおける部位ごとの変状に「新たな変状」または「更なる変状」がみられるユニット、または修繕工事等によりその「機能・性能の回復」がみられるユニットのみ評価の更新をする。

◇新設設備を対象

設備の健全度は、現地点検結果を基に「策定マニュアル」及び「点検要領補足版」に従って評価する。

(5) 修繕等の優先順位設定の更新

◇既存設備を対象

「策定マニュアル」に基づく点検により、健全度評価において前回点検時と比較して「更なる変状」や「新たな変状」が見られ、要対策と評価されたユニットのみについて、保全対象との位置関係等を考慮して、修繕等の優先度の設定を更新する。

(※「修繕等の優先順位の設定」作業自体は、区域調書等の既存資料から策定マニュアル（第Ⅱ編P 2-2）表2. 2より各指標の判定を行い、設備の評価点を算出する作業）

◇新設設備を対象

「策定マニュアル」に基づく点検により、健全度評価において要対策と評価されたユニットのみについて、保全対象との位置関係等を考慮して、修繕等の優先度を設定する。

(※「修繕等の優先順位の設定」作業自体は、区域調書等の既存資料から策定マニュアル（第Ⅱ編P 2-2）表2. 2より各指標の判定を行い、設備の評価点を算出する作業である）

(6) 対策工法の選定及び概算工事費の算出

◇既存設備を対象

「策定マニュアル」に基づき、健全度評価において前回点検時と比較して「更なる変状」や「新たな変状」が見られ、要対策と評価されたユニットのみについて、修繕等の対策工法を選定し、概算工事費を算出する。

ただし、「対策工法の選定」については、既に「長寿命化計画」において選定されているため、対策工法そのものが別の工法に選定し直すことはおおむね無いものと見込んでいる。

(※「対策工法の選定」とは策定マニュアル中の一覧表の中（第Ⅱ編P 3-1～）から対策工法を選定する作業であり、「概算工事費の算出」とは想定される数量に対して、選定した工法の金額（第Ⅱ編P 3-4～）を乗ずる作業である。なお、一覧表で選定できない対策工法については別途協議により調整すること。)

◇新設設備を対象

「策定マニュアル」に基づき、健全度評価において要対策と評価されたユニットのみについて、修繕等の対策工法を選定し、概算工事費を算出する。

(※「対策工法の選定」とは策定マニュアル中の一覧表の中（第Ⅱ編P 3-1～）から対策工法を選定する作業であり、「概算工事費の算出」とは想定される数量に対して、選定した工法の金額（第Ⅱ編P 3-4～）を乗ずる作業である。なお、一覧表で選定できない対策工法については別途協議により調整すること。)

(7) 経過観察方法の検討

◇既存設備を対象

経過観察方法の検討は、「策定マニュアル」に基づき、設備の健全度と重要度に応じて点検頻度の設定を更新する。なお点検の結果により健全度評価が更新されたユニットのみ対象とする。

(※「経過観察方法の検討」とは、策定マニュアル中の設定表（第Ⅱ編P 4-3）の中から各設備の健全度と重要度を評価し、点検頻度を設定する作業である。)

◇新設設備を対象

経過観察方法の検討は、「策定マニュアル」に基づき、設備の健全度と重要度に応じて点検頻度を設定する。

(※「経過観察方法の検討」とは、策定マニュアル中の設定表（第Ⅱ編P 4-3）の中から各設備の健全度と重要度を評価し、点検頻度を設定する作業である。)

(8) 年次計画の更新

鳥取県砂防関係施設長寿命化計画に基づき策定された年次計画について、設備点検結果等を反映させ更新する。なお更新するユニットは次のとおりとする。

- ・点検結果により健全度評価が更新されたユニット。
- ・緊急改築・施設修繕等で対策が完了したユニット。（更新に必要な資料については発注者が収集し、受注者へ貸与する。）
- ・新たに設備点検を実施し、健全度評価を策定したユニット。

あわせて、点検・修繕計画について、発注者と協議を行い見直しすること。

各事務所・局単位で長寿命化計画Ⅱ・砂防設備編を策定しており、該当するユニットが管轄する事務所・局における年次計画のみ更新する。

(※「年次計画の更新」とは健全度評価が更新されたユニットの年次計画表（エクセル）について、エクセルの行を入れ替えにより優先順位の入れ替える作業である。)

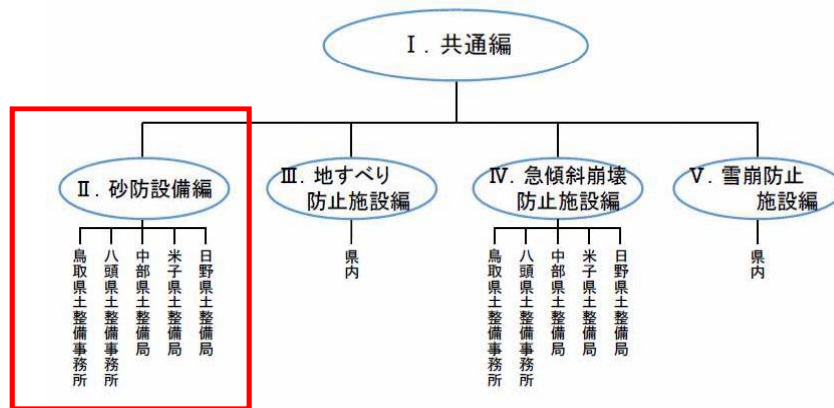


図-3 鳥取県砂防関係施設長寿命化計画の体系図

(9) 施工計画の検討

健全度評価「C1」のユニットにおける修繕について施工順序、資材・部材の搬入計画、仮設計画等の検討を行う。また、「C1」ユニットの近辺に同じく「C1」ユニット、「C2」ユニット、「B」ユニットがある場合は、それらのユニットの修繕についてもあわせて検討する。なお施工方法の検討については、「長寿命化計画」にて既に工法の選定をしているため不要である。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時1回、完了時の計3回を標準とし、協議は必要に応じて適宜実施するものとする。

(11) 報告書作成

「報告書作成」とは(3)～(8)の各事項で更新・とりまとめた資料を溪流毎に束ねてファイリングする作業である。

4. 成果品

報告書 2部 (製本はA4縦パイプ式ファイル)

電子媒体 2部 (CD-ROM 又は DVD-R)

また、本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成、納品すること。

5. 疑義

- ・業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
- ・点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、調査職員へ立会いを求め、その指導等に従い点検するものとする。

6. その他

- ・既存の点検結果を基にして点検を行うが、現地状況に応じて点検項目の変更を行う場合がある。
- ・緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員へ報告するものとする。

策定 令和元年 9月11日

改定 令和2年11月24日

改定 令和4年11月30日

歩掛一覧表 (案)
鳥取県砂防関係施設長寿命化計画更新業務委託

【改定：R4.12】

○既存施設を対象とする

(砂防)

【測量業務】			歩掛内訳						機械諸費 (%)	備考
業務内容	単位	数量	直接人件費 (人)							
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			
(1) 計画準備	業務	1		0.5	1.0	1.0		2.0		
(2) - 1) 資料収集整理	業務	1			2.0	4.0				
(2) - 2) 過年度点検調書のシステム登録	工外	10			0.5	0.5		2.0		
(3) - 1) 現地踏査										
現地踏査	km	1			3.5	3.5		2.0	1kmあたりの歩掛を記入	
(3) - 2) 砂防設備点検										
砂防設備点検	km	1		5.0	5.0	6.0		2.0	1kmあたりの歩掛を記入	
(3) - 3) 点検結果とりまとめ										
様式とりまとめ・更新	業務	1			2.0	2.5		2.0	50km以上75km未満	
(3) - 4) 補修計画のシステム登録	工外	10			0.3	0.3		2.0		
(3) - 3) 1業務あたりの点検延長による補正係数 ↓↓↓1業務あたりの歩掛に対する各距離の補正係数を記入してください。										
点検延長	25km未満	25km以上50km未満	50km以上75km未満	75km以上100km未満	100km以上125km未満	125km以上150km未満	150km以上175km未満	175km以上200km未満	200km以上	
補正係数	0.4	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	3.0	
【健全度評価】			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	機械諸費 (%)		
(4) 健全度評価	ユニット	10			0.2	0.4		2.0		
(10) 打合せ協議	式	1		1.5	1.5				当初、中間(1回)、成果品納品時	
(11) 報告書作成	業務	1			2.0	3.0			50km以上75km未満	
(11) 1業務あたりの点検延長による補正係数 ↓↓↓1業務あたりの歩掛に対する各距離の補正係数を記入してください。										
点検延長	25km未満	25km以上50km未満	50km以上75km未満	75km以上100km未満	100km以上125km未満	125km以上150km未満	150km以上175km未満	175km以上200km未満	200km以上	
補正係数	0.4	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	3.0	

※本業務のうち上記見積については「測量業務積算基準」の諸経費体系を適用する。

※機械諸費(率)は現地調査に必要な機械、燃料の経費(現地までの移動、現地での点検に必要な機械等の費用)とする。

※特記仕様書(案)に従って作成してください。

※(3) - 3点検結果とりまとめ及び(10)報告書作成については、1業務あたり50km以上75km未満を標準とした歩掛を記入。それに対する各距離における補正係数も記入してください。

※各点検項目の詳細については、砂防関係施設点検要領(案)鳥取県補足版【砂防設備編】を参照してください。

※(3) - 2砂防設備点検は実際に点検を行った延長であり、現地踏査した延長ではない。

※(4)健全度評価は「更なる変状」「新たな変状」「機能・性能の回復」により変状レベルを更新した場合のみ実施する。

※システムとは、「砂防インフラ維持管理システム」を指す。

【設計業務】			歩掛内訳						備考
業務内容	単位	数量	直接人件費 (人)						
			技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
(5) 修繕等の優先順位の設定	ユニット	10				0.3	0.3		
(6) 対策工法の選定及び概算工事費の算出	ユニット	10			0.5	0.5			
(7) 経過観察方法の検討	ユニット	10				0.2	0.2		
(8) 年次計画の更新	ユニット	10			0.2	0.2			
(9) 施工計画の検討	溪流	1			2.0	3.0	2.0		100m以上250m未満
(9) 施工計画の検討 ↓↓↓1溪流あたりの歩掛に対する各距離の補正係数を記入してください。									
点検延長	100m未満	100m以上250m未満	250m以上500m未満	500m以上750m未満	750m以上1000m未満	1000m以上1250m未満	1250m以上1500m未満	1500m以上	
補正係数	0.7	1.0	1.5	2.1	2.7	3.5	4.0	5.0	

※本業務のうち上記見積については「設計業務等積算基準」の諸経費体系を適用する。

※特記仕様書(案)に従って作成してください。

※(5) ~ (8)の各項目については、健全度評価の更新があった場合のみ実施する。

※(9)施工計画の検討については、1溪流あたり100m以上250m未満を標準とした歩掛を記入。

歩掛一覧表 (案)
鳥取県砂防関係施設長寿命化計画更新業務委託

【改定：R4.12】

○新施設を対象とする

(砂防)

【測量業務】			歩掛内訳							備考
業務内容	単位	数量	直接人件費(人)					機械諸費(%)		
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			
(1) 計画準備	業務	4	/	/	/	/	/	/		既存施設と共通
(2) 資料収集整理	業務	4	/	/	/	/	/	/		//
(3) -1 現地踏査										
現地踏査	km	1			4.5	4.5		2.0		1kmあたりの歩掛を記入
(3) -2 砂防設備点検										
砂防設備点検	km	1		6.0	6.0	7.0		2.0		1kmあたりの歩掛を記入
(3) -3 点検結果とりまとめ										
様式とりまとめ・更新	業務	1			2.5	3.0		2.0		50km以上75km未満
(3) -3 1業務あたりの点検延長による補正係数 ↓↓↓1業務あたりの歩掛に対する各距離の補正係数を記入してください。										
点検延長	25km未満	25km以上50km未満	50km以上75km未満	75km以上100km未満	100km以上125km未満	125km以上150km未満	150km以上175km未満	175km以上200km未満	200km以上	
補正係数	0.4	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	3.0	
【測量業務】			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	機械諸費(%)		
(4) 健全度評価	ユニット	10			0.2	0.4		2.0		
(10) 打合せ協議	式	4	/	/	/	/	/	/		既存施設と共通
(11) 報告書作成	業務	4	/	/	/	/	/	/		//
(11) 1業務あたりの点検延長による補正係数 ↓↓↓1業務あたりの歩掛に対する各距離の補正係数を記入してください。										
点検延長	25km未満	25km以上50km未満	50km以上75km未満	75km以上100km未満	100km以上125km未満	125km以上150km未満	150km以上175km未満	175km以上200km未満	200km以上	
補正係数	0.4	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	3.0	

※本業務のうち上記見積については「測量業務積算基準」の諸経費体系を適用する。

※機械経費(率)は現地調査に必要な機械、燃料の経費(現地までの移動、現地での点検に必要な機械等の費用)とする。

※特記仕様書(案)に従って作成してください。

※(3) -3点検結果とりまとめ及び(10)報告書作成については、1業務あたり50km以上75km未満を標準とした歩掛を記入。それに対する各距離における補正係数も記入してください。

※各点検項目の詳細については、砂防関係施設点検要領(案)鳥取県補足版【砂防設備編】を参照してください。

※(3) -2砂防設備点検は実際に点検を行った延長であり、現地踏査した延長ではない。

【設計業務】			歩掛内訳						備考	
業務内容	単位	数量	直接人件費(人)							
			技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
(5) 修繕等の優先順位の設定	ユニット	10				0.3	0.3			
(6) 対策工法の選定及び概算工事費の算出	ユニット	10			0.5	0.5				
(7) 経過観察方法の検討	ユニット	10				0.2	0.2			
(8) 年次計画の更新	ユニット	40	/	/	/	/	/	/		既存施設と共通
(9) 施工計画の検討	溪流	4	/	/	/	/	/	/		//
(9) 施工計画の検討 ↓↓↓1溪流あたりの歩掛に対する各距離の補正係数を記入してください。										
点検延長	100m未満	100m以上250m未満	250m以上500m未満	500m以上750m未満	750m以上1000m未満	1000m以上1250m未満	1250m以上1500m未満	1500m以上		
補正係数	0.7	1.0	1.5	2.1	2.7	3.5	4.0	5.0		

※本業務のうち上記見積については「設計業務等積算基準」の諸経費体系を適用する。

※特記仕様書(案)に従って作成してください。

※(5)~(8)の各項目については、健全度評価の更新があった場合にのみ実施する。

※(9)施工計画の検討については、1溪流あたり100m以上250m未満を標準とした歩掛を記入。